

町の区域の変更について

町の区域の変更について、下記のとおり実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

その実施期日は、別に町長が定める。

令和 4 年 6 月 8 日 提出

熊取町長 藤原 敏 司

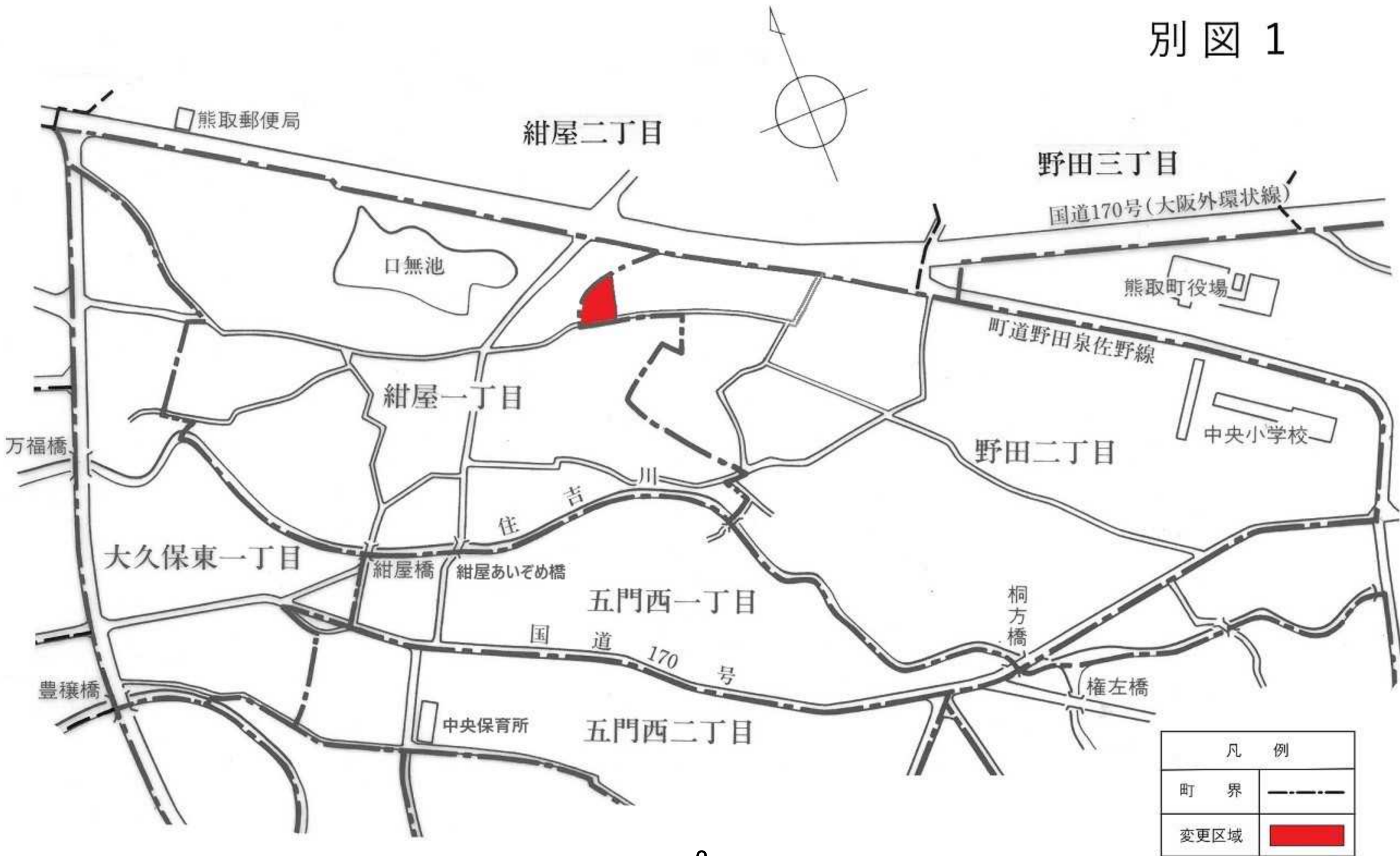
記

1. 野田二丁目の区域を別図 1 の赤色で示す区域を除いた区域に変更する。
2. 別図 2 に示すとおり、1 において除いた区域を紺屋一丁目に編入する。

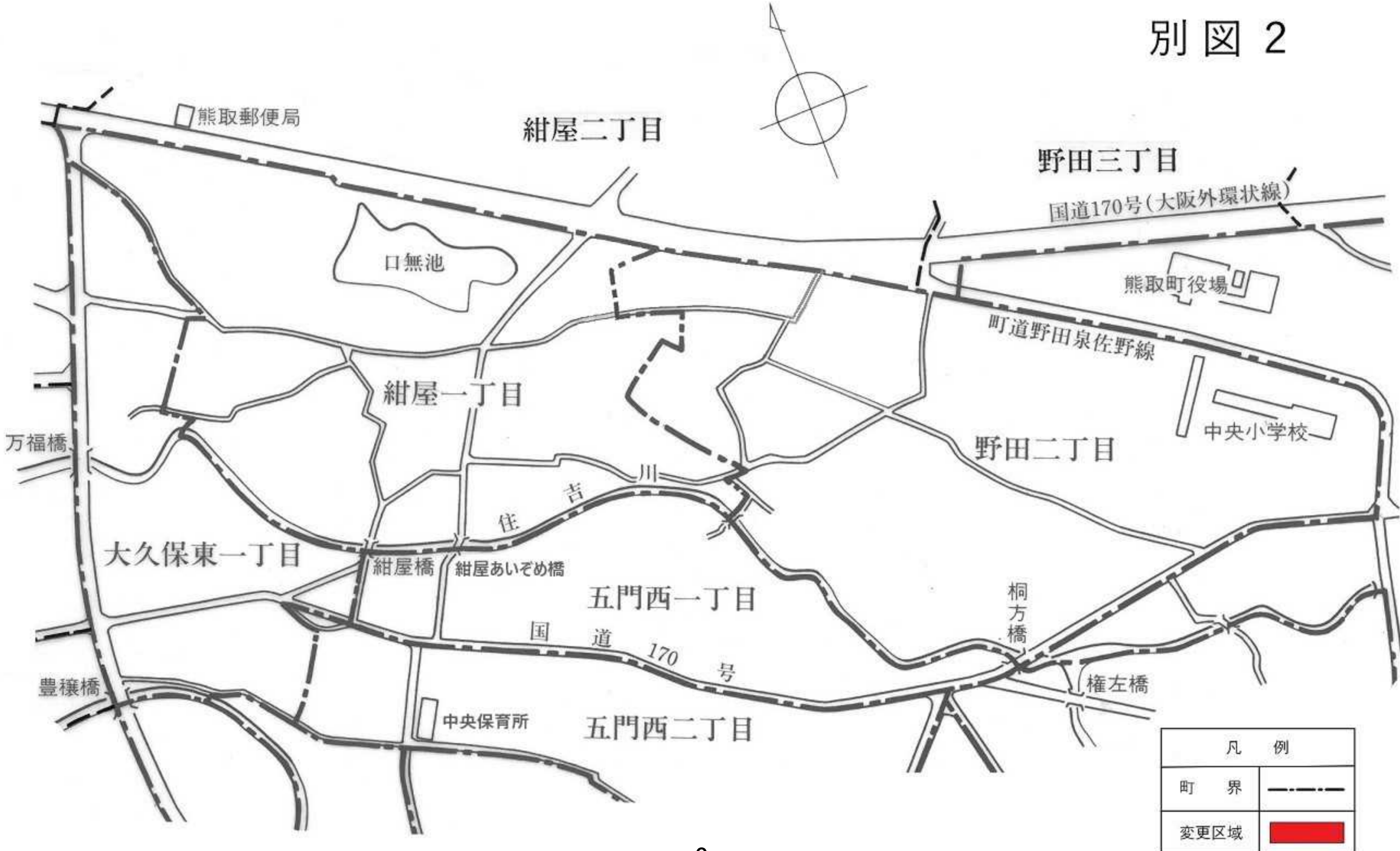
提案理由

町境界付近における土地利用形態の変更に伴い、町の区域が不明確になるので、町の区域の変更について提案するものです。

別図 1



別図 2



凡 例	
町 界	-----
変更区域	■